

事 務 連 絡  
令和 5 年 4 月 17 日

各 国 公 私 立 大 学  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校  
関 係 各 施 設 等 機 関 等  
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人  
関 係 各 国 立 研 究 開 発 法 人  
関 係 各 独 立 行 政 法 人  
各 都 道 府 県  
各 特 別 区  
各 保 健 所 設 置 市  
関 係 各 団 体

関係部局 御中

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室  
厚生労働省大臣官房厚生科学課  
厚生労働省医政局研究開発政策課  
経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」の一部改訂について

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の一部を改正する件」（令和 5 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）による改正後の「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号。以下「指針」という。）について、各規定の解釈や具体的な手続の留意点等を説明した「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」（令和 3 年 4 月 16 日付け文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室、厚生労働省大臣官房厚生科学課、厚生労働省医政局研究開発振興課、経済産業省商務・サービスグループ生物化学産業課）を一部改訂し、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省のホームページに掲載しましたのでお知らせいたします。

**【指針運用窓口】**

指針の運用に関する質問等がある場合、以下に掲げる３省の指針運用窓口のいずれにおいても受け付けます。

なお、指針の本文やガイダンスなど、本件に関する一連の資料を以下の３省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

○文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-5253-4111（代表）

E-mail：bio-med@mext.go.jp

ホームページ：ライフサイエンスの広場 生命倫理・安全に対する取組

[https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/seimeikagaku\\_igaku.html](https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/seimeikagaku_igaku.html)

○厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局研究開発政策課

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話：03-5253-1111（代表）

E-mail：ethics@mhlw.go.jp

ホームページ：研究に関する指針について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyoku/i-kenkyu/index.html>

○経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-3-1

電話：03-3501-1790

E-mail：bzl-ethics@meti.go.jp

ホームページ：個人遺伝情報ガイドラインと生命倫理

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/seimeirinri/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/seimeirinri/index.html)